

環境経営レポート

2022年度

2024年2月1日発行

(活動期間：2022年12月～2023年11月)



匠舞環境

SHOBUKANKYO



目 次

1. 組織の概要	P1
2. 環境経営方針	P5
3. 環境経営目標	P6
4. 主要な環境経営計画	P7
5. 実施体制	P8
6. 環境経営目標の実績とその評価	P9
7. 環境経営計画の実績・取組結果とその評価、並びに次年度の取組内容	P10
8. 今後の環境経営目標	P11
9. 今後の主要な環境経営計画	P12
10. 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無	P13
11. 代表者による全体の評価と見直し・指示	P14

1.組織の概要

- ① 事業者名 有限会社匠舞環境
代表者氏名 代表取締役 熊 亜津美
- ② 所在地（本社） 〒851-0501 長崎市黒浜町839番地1
T E L (095) -894-2332 F A X (095) -894-2348
mail shoubu0909@outlook.jp
ホームページ shobukankyo.com
- (産廃処理場) 〒851-0501 長崎市黒浜町1440番地
T E L (095) -894-2332 F A X (095) -894-2348
mail shoubu0909@outlook.jp
- ③ 環境管理責任者 山崎好弘 連絡先；上記
- ④ 設立年月日 平成元年11月24日
- ⑤ 会社沿革
平成元年 有限会社熊建設設立
長崎県知事建設業許可取得
平成7年 長崎県知事土木業許可取得
平成14年 産業廃棄物収集運搬業許可取得
平成15年 長崎市一般廃棄物収集運搬業許可取得
平成18年 産業廃棄物処分業許可取得
産廃破碎プラント設置
平成19年 産廃減容プラント設置
平成21年 長崎県知事とび・土工工事業許可取得
平成26年 有価物粉碎プラント設置
令和4年 代表者変更及び商号変更
- ⑥ 資本金 300万円
- ⑦ 事業内容 ●産業廃棄物収集運搬業 許認可別紙明細
●産業廃棄物処分業 許認可別紙明細
●一般廃棄物収集運搬業 許認可別紙明細
●一般建設業（建築工事業、土木工事業、とび・土工工事業・解体工事業）
建設業許可・・・長崎県知事 許可（般-3）第11837号
許可の有効期限：令和3年6月5日～令和8年6月4日
- ⑧ 対象活動 ●一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬業
●産業廃棄物中間処理業（破碎、減容）
●建築工事業、土木工事業、とび・土工工事業、解体工事業
- ⑨ 認証・登録の対象組織 上記の全組織及び全活動を対象としています
- ⑩ 事業規模、処理実績 (年度 12月～翌年11月)

活動規模	単位	2020年度	2021年度	2022年度
売上高（8月～翌年7月）	百万	152	173	118
従業員数	人	16	14	12
敷地面積	m ²	2,493	2,493	2,493
一般廃棄物収集運搬量	t	1,120	1,202	1,280
産業廃棄物収集運搬量	t	404	717	651
中間処理量	t	404	717	651
うち 再資源化等量	t	79.8	173.1	141.0
再資源化率	%	19.8%	24.1%	21.0%

⑪ 許可内容

産業廃棄物収集運搬業許可証一覧																					
取得地	許可番号		有効期限		品目	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	水銀使用製品産業廃棄物	石綿含有産業廃棄物
											○	○	○	○			○	○	○	○	○
長崎県	4200097662		令和4年8月19日 令和9年8月18日								○	○	○	○			○	○	○	○	○
事業範囲	(積替え・保管行為を含まない。) 石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。 水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。																				
長崎市	7911097662		令和4年7月23日 令和9年7月22日								○	○	○	○			○	○	○		○
			令和9年7月22日																		
事業範囲	(積替え・保管行為を含む。) 石綿含有産業廃棄物を含み、 特別管理産業廃棄物であるものを除く。																				
	所在地		長崎市黒浜町1440番地														面積		24		
	産業廃棄物種類		保管上限 (㎡)				最大積上げ高さ (m)				保管方法										
	金属くず 石綿含有産業廃棄物を含まない		4.0				1.5				屋外										
	繊維くず 石綿含有産業廃棄物を含まない		4.0				1.5				屋外										
産業廃棄物処分業許可証一覧																					
1 事業の範囲 産業廃棄物処分業(中間処理)																					
取得地	許可番号		処分の方法		産業廃棄物の種類																
長崎市	7921097662		減容		廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）以上 1 種類																
有効期限	令和3年10月4日 令和 8 年10月3日		破碎		廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上 6 種類																

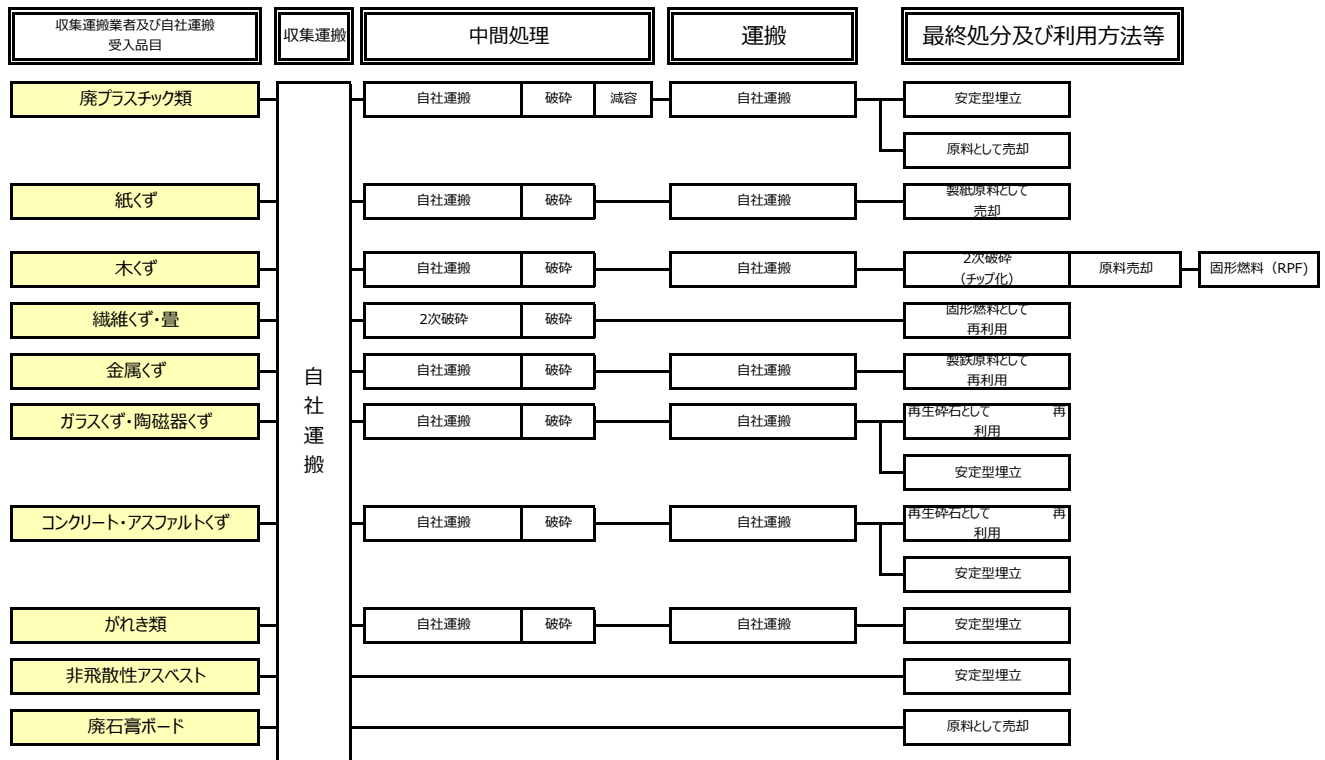
(これらのうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	設置場所	設置年月	処理能力	許可年月日 許可番号
減容施設 (ハイメーターRE-1502S (株) 山本製作所製)	長崎市黒浜町1440番地	平成19年 5 月10日	廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。） 0.8 t /日（8 H）	該当なし
破碎施設（ガラコントウ） OGK-450HG 岡野興産（株）製	長崎市黒浜町1440番地	平成18年8月1日	廃プラスチック類：1.20 t /日（8 H）	該当なし
			紙くず：0.78 t /日（8 H）	
			木くず：0.96 t /日（8 H）	
			金属くず：1.00 t /日（8 H）	
			ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ：4.53 t /日（8 H）	
			がれき類：4.48 t /日（8 H）	

一般廃棄物収集運搬業許可証一覧			
取得地 事業の範囲	許可番号	許可期限	区域
長崎市	長崎市 第284号	令和5年7月14日から 令和7年7月13日まで	長崎市内
収集運搬業（積替え、保管行為を含まない） 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥・特別管理一般廃棄物を除く）			
時津町	時津一廃許第8号	令和4年9月21日から 令和6年7月28日	時津町全域
収集運搬業（積替え、保管行為を含まない） 生活系一般廃棄物、事業系一般廃棄物			

⑫(産業廃棄物フロー図)



⑬（運搬車両、重機等種類と台数）

区分	車種		台数	備考	台数
収 集 運 搬	バッカー車	3 t	2		
		4 t	1		
	ダンプ	3 t	1		
		2 t	2		
	クラム	4 t	1		
	アームロール	4 t	1	12.0m ³ B O X	1
				10.0m ³ B O X	2
				8.0m ³ B O X	3
		2 t	1	5.0m ³ B O X	2
				4.0m ³ B O X	2
	軽トラ		3		
	軽バン		1		
中 間 処 理	重機	0.15	1		
		0.25	1		
	ショベル		1		
	フォークリフト		1		
	破碎機		1		
	減容機		1		

⑮建設、解体現場

▼建設工事及び解体工事においては、リサイクル率向上の為分別解体の徹底、建設混載をなくす努力をしています。

また、作業中、作業後の現場内整頓、場内及び現場周辺の清掃や周辺住民への配慮徹底に取り組んでいます。

2. 環境経営方針

環境経営方針

1. 基本理念

有限会社匠舞環境は、一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物収集運搬業処理業、産業廃棄物処理業並びに建設工事業を業としており、地球環境との調和・共生を目指し環境への取り組みを最重要課題とし法令遵守のもと、環境への取組を推進して環境負荷並びに環境経営システムを継続的に改善します。

また当社は、事業活動を通じて地域の環境美化の保全及び向上に努め、地域住民から信頼される企業を目指します。

2. 環境経営方針

(1) 省電力活動の推進

・事業所の電気の省エネルギーを推進して二酸化炭素排出量を削減する。

(2) 燃料使用量削減による二酸化炭素排出量削減の推進

・エコドライブや運行ルートの効率化を図り、使用燃料を削減し環境負荷の低減を推進します。

(3) 廃棄物の削減、リサイクルの推進

・事業活動に伴う廃棄物を最小限にする努力をし、リサイクルを推進します。

(4) 雨水の利用や節水により水使用量を削減する。

(5) グリーン購入の推進並びに循環資源の活用を推進します。

(6) 自らが提供するサービスに関する環境配慮の推進

・収集運搬時の作業時間や走行距離の短縮を図ります。

・建設廃棄物の発生抑制、削減、リサイクルを推進して産業廃棄物の最終処分量を削減する。

(7) 当社の事業に関連する環境の法規制を遵守します。

(8) 地域社会や建設、現場における環境保全活動を積極的に実施して

地域の環境保全に貢献する。

(9) 環境経営レポートを作成し、従業員に周知し環境コミュニケーションを推進する。

制定 2019年9月 1日

改定 2019年12月1日

改定 2022年8月1日

有限会社 匠舞環境

代表取締役 熊田津美

3. 環境経営目標

2022年度～2024年度

当社の環境経営目標は2021年度実績を基準として策定しています。

各年度は12月～翌年11月とします。

環境経営目標		単位	該当事業所	2021年度実績基準	2022年度	2023年度	2024年度
1	二酸化炭素排出量の削減) (全社)	kg-CO ₂	本社 建設現場	87,817	86,939 (△ 1%)	86,061 (△ 2%)	85,182 (△ 3%)
(1)	*電気使用量の削減	kWh	本社	3,936	3,897 (△ 1%)	3,857 (△ 2%)	3,818 (△ 3%)
(2)	*ガソリン使用量の削減	L	本社 建設現場	4,691	4,644 (△ 1%)	4,597 (△ 2%)	4,550 (△ 3%)
(3)	*軽油使用量の削減	L	本社 建設現場	28,538	28,253 (△ 1%)	27,967 (△ 2%)	27,682 (△ 3%)
(4)	* 灯油使用量の削減	L	本社	596	590 (△ 1%)	584 (△ 2%)	578 (△ 3%)
2	一般廃棄物排出量の削減(リ サイクルを除く)	kg	本社	358.0	354.4 (△ 1%)	350.8 (△ 2%)	347.3 (△ 3%)
	*受託した産業廃棄物の 再資源化の向上	%	本社	24	できる限り再資源 化の向上に努める	できる限り再資源 化の向上に努める	できる限り再資源 化の向上に努める
3	水使用量の削減 (地下水)	m ³	本社	メータ不設置の為 把握できてない	グリップロック付ノズル を使用し無駄な使用 削減に努める	グリップロック付ノズル を使用し無駄な使用 削減に努める	グリップロック付ノズル を使用し無駄な使用 削減に努める
4	グリーン購入の推進	品目数	本社	10品以上購入	現状を維持する	現状を維持する	現状を維持する
5	事業に伴う 環境配慮	－	本社	SDGs登録事業所として 継続的に取り組む	SDGs登録事業所として 継続的に取り組む	SDGs登録事業所として 継続的に取り組む	SDGs登録事業所として 継続的に取り組む
6	*工事現場の環境配慮 ①建設副産物の再資源化率 の向上	%	建設現場	91.5	現状を維持する	現状を維持する	現状を維持する
	②工事の計画段階での安全、騒音・振動・塵埃対策実施 (低騒音型機械の採用、防音防塵シートの使用、適切な散水による防塵対策)				工事毎に実施	工事毎に実施	工事毎に実施
	③低騒音、低振動型重機、工事機器の使用						
	④工事での事故、騒音・振動・塵埃による苦情件数削減						
	⑤工事現場及び周辺の定期的な清掃を実施する。						
7	地域貢献活動の推進	回/年間	本社	15回以上	12回以上	12回以上	12回以上

備考：（ ）内%は、2021年度の実績をベースとしての削減率又は増加率を示す。

備考：購入電力の二酸化炭素排出係数は、九州電力、2022年度の調整後排出係数0.480kg-CO₂/kWhを使用。

備考：*印は本業におけるエコ活動を示します。

備考：当社は化学物質は使用していません。

備考：自社からの産業廃棄物排出量は量が少なく殆どリサイクルしており、分別・削減活動に努めます。

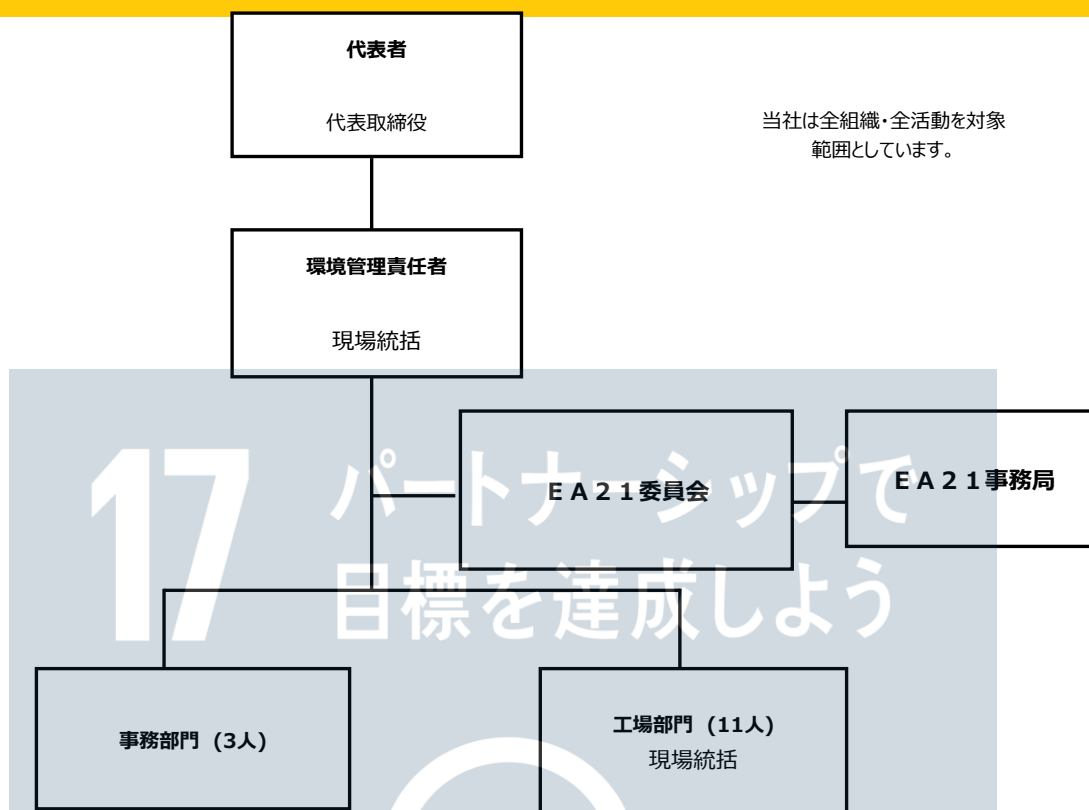
4. 環境経営計画

2022年度～2024年度

事務所及び建設現場の事業活動における環境への負荷を低減するために以下の活動に取り組みます。

	取組項目	取組内容	実行責任者	責任者	取組にリンクするSDG s
1	二酸化炭素排出量の削減	①各取組項目において使用量削減を推進する。 ②全活動においてCO2削減を意識つける。	環境管理責任者	代表者	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 13 気候変動に具体的な対策を
	電気使用量の削減	①室内空調温度を夏季28℃、冬季20℃に設定。 ②昼休み、不在時の照明消灯を行う。 ③未使用パソコンの電源offを行う。 ④機械の未使用時電源offの徹底。	環境管理責任者	代表者	
	ガソリン使用量の削減	①エコドライブの実施。 ②遠方業務時は燃費の良い車を使用する。 ③建設機械等の作業停止時はアイドリング禁止。 ④定期的な整備の実施	環境管理責任者	代表者	
	軽油使用量の削減	①運搬車両の効率的な収集ルートの設定および空車での帰社削減 ②エコドライブの実施 ③遠方業務時は燃費の良い車を使用する。 ④建設機械等の作業停止時はアイドリング禁止。 ⑤定期的な整備の実施	環境管理責任者	代表者	
2	一般廃棄物の削減	①紙使用量の削減を行う。 ・裏紙の使用、裏紙のメモ使用での再使用 ②焼却ごみ、資源ごみ分別の徹底。 ③リサイクルの推進	環境管理責任者	代表者	6 安全な水とトイレを世界中に
	受託した産業廃棄物の再資源化率の向上	①事業者への産業廃棄物の分別協力を推進。 ②事業者並びに再委託先との契約書等委託基準の遵守、マニフェスト管理の遵守。 ③適切な中間処理による最終処分量の削減並びに再資源化先の拡大。 ④収集運搬時の「収集運搬時に関わる基準」並びに「積替え保管に係る基準」の遵守。 ⑤中間処理時の「産業廃棄物処理基準」並びに「構造基準及び維持管理基準」の遵守。	環境管理責任者	代表者	11 住み続けられるまちづくりを
3	水使用量	①節水活動の維持。 ②定期的な点検を行う。	環境管理責任者	代表者	12 つくる責任 つかう責任
4	グリーン購入	①エコマーク製品、リサイクル製品の購入 ②購入状況の確認。	環境管理責任者	代表者	
5	事業に伴う環境配慮	①優良産廃処理業者認定の取得を推進する	環境管理責任者	代表者	13 気候変動に具体的な対策を
6	工事現場での環境配慮	①建設副産物の再資源化率の向上	環境管理責任者	代表者	15 陸の豊かさも守ろう
		②工事の計画段階での安全、騒音・振動・塵埃対策実施（低騒音型機械の採用、防音防塵シートの使用、適切な散水による防塵対策） ③低騒音、低振動型重機、工事機器の使用 ④工事での事故、騒音・振動・塵埃による苦情件数削減 ⑤工事現場及び周辺の定期的な清掃を実施する。			
7	地域貢献活動	①地域ボランティア活動への積極的参加 ②近隣草刈、清掃の実施	環境管理責任者	代表者	

5. 実施体制



所 属	役割・責任・権限
代表者	・代表者として環境経営全般について責任と権限を持つ ・環境経営方針を作成・見直し、従業員に周知する ・環境管理責任者、E A 2 1 事務局員を任命する ・環境への取組を実施するための資源（人・もの・金・情報）を準備する ・E A 2 1 全体の取組状況に関し評価、見直しを実施する ・環境文書の制改定責任者
環境管理責任者	・E A 2 1 ガイドラインの要求事項を満たす環境経営システムを構築し、実行し、環境実績を向上させる。 ・環境経営目標、環境経営計画を作成する。 ・3ヶ月に1回、環境経営目標の達成状況及び環境経営計画の実行状況を確認する。 ・上記の結果を代表者に報告する。
E A 2 1 委員会	・三ヶ月に一度開催する。 ・四半期毎の進捗状況を確認する。
E A 2 1 事務局	・環境管理責任者を補佐し、E A 2 1 文書及び記録類、及び基礎データの作成・維持・集計・管理を行う ・社外からの環境情報の収集と伝達を行う
部門長 (総務長、副工場長)	・環境経営方針、自部門の環境経営目標、環境経営計画を部門全員に周知する ・環境経営目標達成のため、責任を持って自部門の環境活動を推進する ・自部門で発生した問題点の是正処置、予防処置を実施する ・自部門に関連する法規制等を順守する ・自部門に関連する緊急事態への準備及び対応の訓練を実施する ・自部門の教育・訓練を実施する
全従業員	・環境経営方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚する ・決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加する

6. 環境経営目標の実績・取組結果とその評価（2022年度）

2022年12月～2023年11月 における目標に対する実績は次のとおり。

（2022年度：2022年12月～2023年11月）

環境経営目標		単位	2020年度年間	2021年度年間	2022年度 目標	2022年度 実績	目標達成率	目標達成の評価
1	二酸化炭素排出量削減 全社	kg-CO ₂	96,476	87,817	86,939	65,064	134%	○
(1)	電気の使用量の削減	kWh	3,694	3,936	3,897	4,123	95%	×
(2)	ガソリン使用量の削減	L	1,985	4,691	4,644	4,048	115%	○
(3)	軽油使用量の削減	L	32,002	28,538	28,253	20,521	138%	○
(4)	灯油使用量の削減	L	2,476	596	590	300	197%	○
2	一般廃棄物排出量の削減(リサイクルを除)	kg	412	358	354	286	124%	○
	*受託した産業廃棄物の 再資源化の向上	—	できる限り再資源化の 向上に努める	24%	できる限り再資源化の向 上に努める	22%	-	×
3	水使用量の削減	—	節水に努める	節水に努める	グリッドロック付ノズルを増 やし無駄な使用削減に 努める	グリッドロック付ノズルを増やし 無駄な使用削減に努めた		○
4	グリーン購入の推進	品目数/年	2品目	10品以上購入	現状を維持する	10品以上購入		○
5	事業に伴う 環境配慮	回/年間	優良産廃処理業者認 定の取得を推進する。	優良産廃処理業者認定 の取得を推進する。	SDGs の認証登録を推 進する	優良産廃処理業者認定説明会に参 加したりセミナー受講を実施した		○
6	工事現場の環境配慮	①建設副産物の再資源化率の向上	%	76.1	91.5	現状を維持する	今期は業務内容変換の為建設 工事の受注は請負っておりま せん。	
		②工事の計画段階での安全、騒音・振動・塵埃対策実施（低騒音型機械の採用、防音防塵シートの使用、適切な散水による防塵対策）				工事毎に実施		
		③低騒音、低振動型重機、工事機器の使用				工事毎に実施		
		④工事での事故、騒音・振動・塵埃による苦情件数削減				工事毎に実施		
		⑤工事現場及び周辺の定期的な清掃を実施する。				工事毎に実施		
7	地域貢献活動の推進	回/年間	12回以上	12回以上	12回以上	15回		

備考：目標達成率＝目標値／実績値、評価：目標達成 ○、目標未達成 ×で表すものとする。

備考：購入電力の二酸化炭素排出係数は、九州電力、2018年度の調整後排出係数、0.463kg-CO₂/kWhを使用しています。

備考：当社は化学物質は使用していません。

備考：当社は地下水を使用しており、メータがなく使用量は把握していませんが節水活動に努めます。

備考：自社からの産業廃棄物排出量は量が少なく殆どリサイクルしており、分別・削減活動に努めます。

7.環境経営計画の実績・取組結果とその評価、並びに次年度の取組内容

	取組項目	評価
1	二酸化炭素排出量の削減 全社	・全社の二酸化炭素排出量削減は目標達成した。受注内容によって使用燃料等に違いがでてくるものの 今後も引き続き取組計画に沿って継続していきます。
	電気使用量の削減	・節電の取組が周知され使用していない電気機器類のON、OFFの徹底がなされた。 換気しながらこまめな空調温度の管理に努めたが、場内作業での電動工具使用率の増加と倉庫内の電気設備設置が目標未達成の要因となった。今後も引き続き取組計画に沿って継続していきます。
	ガソリン使用量の削減	・個々でドラレコ管理システムによる運転分析や運転日誌で使用燃料、走行距離の見える化によりエコドライブの認識が高まっている。 今後も引き続き取組計画に沿って継続していきます。
	軽油使用量の削減	・ドラレコ管理システムの導入により加速や減速のリアルタイムデータで毎日の運転見直しができ無駄な使用を削減できた。 また、中間処理施設でのアイドリング禁止や廃棄物回収業務においては位置情報を共有し空車戻りをなくし 無駄なルートの見直しや新規契約ではルート上の契約が可能かなど無理、無駄のない取組を心がけた。
	灯油使用量の削減	・計画的な作業により無駄な稼働抑制に努めた。各年度別で比較すると大きく削減はできている。
2	一般廃棄物の削減	・各社員が昼食購入ではなく、各家庭からmy 弁当持参による努力で自社から出る一般廃棄物の抑制につながりました。
	*受託した産業廃棄物の 再資源化の向上	・受入品目の偏りが大きく最終処分場が埋立となる品目の受入量が多いことからリサイクル率の低迷が続いている。 中間処理後の廃棄物を再資源化できる業者を選定するなど、最終処分量の削減に取り組まなければなりません。 また、排出事業者にも引き続き分別の協力を要請しリサイクル率の向上に取り組みます。
3	水使用量の削減	・当社は地下水利用の為、メーター設置をしておりますが、節水に心掛けて使用し場内の清掃などには 雨水を利用するなど工夫した
4	グリーン購入の推進	・備品等購入の際クリーンマーク付きの商品を検討し購入するよう努めた。
5	事業活動に伴う環境配慮 (廃棄物収集処理業)	・優良認定の取り組みを事業都合により延期し、長崎県SDG s 登録制度へ登録した、 専門機関実施のSustainable Scale indexを実施し自社の環境配慮活動を数値化することにより自社の目標設定をより 明確化することにつながった。
6	工事現場の環境配慮	今期は建設現場の請負工事はありませんでした。
7	地域社会貢献活動	自治会の清掃活動に参加し地域コミュニティにふれる機会が増えた。 毎月の 周辺道路清掃を継続しているため、地域住民の困りごとや要望を自治会を通して相談されることも増え地域の環境保護活動につながっている。

8. 今後の環境経営目標

2022年度～2024年度

当社の環境経営目標は2021年度実績を基準として策定しています。

各年度は12月～翌年11月とします。

環境経営目標		単位	該当事業所	2021年度実績基準	2022年度	2023年度	2024年度
1	二酸化炭素排出量の削減 (全社)	kg-CO ₂	本社 建設現場	87,817	86,939 (△ 1%)	86,061 (△ 2%)	85,182 (△ 3%)
(1)	*電気使用量の削減	kWh	本社	3,936	3,897 (△ 1%)	3,857 (△ 2%)	3,818 (△ 3%)
(2)	*ガソリン使用量の削減	L	本社 建設現場	4,691	4,644 (△ 1%)	4,597 (△ 2%)	4,550 (△ 3%)
(3)	*軽油使用量の削減	L	本社 建設現場	28,538	28,253 (△ 1%)	27,967 (△ 2%)	27,682 (△ 3%)
(4)	*灯油使用量の削減	L	本社	596	590 (△ 1%)	584 (△ 2%)	578 (△ 3%)
2	一般廃棄物排出量の削減(リサイクルを除く)	kg	本社	358.0	354.4 (△ 1%)	350.8 (△ 2%)	347.3 (△ 3%)
	*受託した産業廃棄物の 再資源化の向上	%	本社	24	できる限り再資源 化の向上に努める	できる限り再資源 化の向上に努める	できる限り再資源 化の向上に努める
3	水使用量の削減 (地下水)	m ³	本社	メータ不設置の為 把握できてない	節水に努める	節水に努める	節水に努める
4	グリーン購入の推進	品目数	本社	10品以上購入	現状を維持する	現状を維持する	現状を維持する
5	事業に伴う 環境配慮	—	本社	SDGs登録事業所として 継続的に取り組む	SDGs登録事業所として 継続的に取り組む	SDGs登録事業所として 継続的に取り組む	SDGs登録事業所として 継続的に取り組む
6	*工事現場の環境配慮 ①建設副産物の再資源化率 の向上	%	建設現場	91.5	現状を維持する	現状を維持する	現状を維持する
	②工事の計画段階での安全、騒音・振動・塵埃対策実施(低騒音型機械の採用、防音防塵 シートの使用、適切な散水による防塵対策)				工事毎に実施	工事毎に実施	工事毎に実施
	③低騒音、低振動型重機、工事機器の使用						
	④工事での事故、騒音・振動・塵埃による苦情件数削減						
	⑤工事現場及び周辺の定期的な清掃を実施する。						
7	地域貢献活動の推進	回/年間	本社	15回	12回以上	12回以上	12回以上

備考：() 内%は、2021年度の実績をベースとしての削減率又は増加率を示す。

備考：購入電力の二酸化炭素排出係数は、九州電力、2022年度の調整後排出係数0.480kg-CO₂/kWhを使用。

備考：*印は本業におけるエコ活動を示します。

備考：当社は化学物質は使用していません。

備考：自社からの産業廃棄物排出量は量が少なく殆どリサイクルしており、分別・削減活動に努めます。

9. 今後の環境経営計画

2022年度～2024年度

事務所及び建設現場の事業活動における環境への負荷を低減するために以下の活動に取り組みます。

	取組項目	取組内容	実行責任者	責任者
1	二酸化炭素排出量の削減	①各取組項目において使用量削減を推進する。 ②全活動においてCO ₂ 削減を意識つける。	環境管理責任者	代表者
	電気使用量の削減	①室内空調温度を夏季28℃、冬季20℃に設定。 ②昼休み、不在時の照明消灯を行う。 ③未使用パソコンの電源offを行う。 ④機械の未使用時電源offの徹底。	環境管理責任者	代表者
	ガソリン使用量の削減	①エコドライブの実施。 ②遠方業務時は燃費の良い車を使用する。 ③建設機械等の作業停止時はアイドリング禁止。 ④定期的な整備の実施	環境管理責任者	代表者
	軽油使用量の削減	①運搬車両の効率的な収集ルートの設定および空車での帰社削減 ②エコドライブの実施 ③遠方業務時は燃費の良い車を使用する。 ④建設機械等の作業停止時はアイドリング禁止。 ⑤定期的な整備の実施	環境管理責任者	代表者
2	一般廃棄物の削減	①紙使用量の削減を行う。 ・裏紙の使用、裏紙のメモ使用での再使用 ②焼却ごみ、資源ごみ分別の徹底。 ③リサイクルの推進	環境管理責任者	代表者
	受託した産業廃棄物の再資源化率の向上	①事業者への産業廃棄物の分別指導を推進。 ②事業者並びに再委託先との契約書等委託基準の遵守、マニフェスト管理の遵守。 ③適切な中間処理による最終処分量の削減並びに再資源化先の拡大。 ④収集運搬時の「収集運搬時に関わる基準」並びに「積替え保管に係る基準」の遵守。 ⑤中間処理時の「産業廃棄物処理基準」並びに「構造基準及び維持管理基準」の遵守。	環境管理責任者	代表者
3	水使用量	①節水活動の維持。 ②定期的な点検を行う。	環境管理責任者	代表者
4	グリーン購入	①エコマーク製品、リサイクル製品の購入 ②購入状況の確認。	環境管理責任者	代表者
5	事業に伴う環境配慮	①長崎県SDGs登録認定事業所として継続して取り組む ②自社の環境活動を発信する	環境管理責任者	代表者
6	工事現場での環境配慮	①建設副産物の再資源化率の向上 ②工事の計画段階での安全、騒音・振動・塵埃対策実施（低騒音型機械の採用、防音防塵シートの使用、適切な散水による防塵対策） ③低騒音、低振動型重機、工事機器の使用 ④工事での事故、騒音・振動・塵埃による苦情件数削減 ⑤工事現場及び周辺の定期的な清掃を実施する。	環境管理責任者	代表者
7	地域貢献活動	①地域ボランティア活動への積極的参加 ②近隣草刈、清掃の実施	環境管理責任者	代表者

10-1.環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無

法令の 名称	法令等の遵守すべき内容		違反の 有無
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第3条	廃棄物を自らの責任で適正に処理する	無
	第7条の1	一般廃棄物の収集運搬の市町村長の認可	無
	第7条の2	一般廃棄物の収集運搬の市町村長の変更認可	無
	第7条の1の14	一般廃棄物の収集運搬の委託の禁止	無
	第7条の1の15、16	環境省令に定める事項を記載する帳簿と保存	無
	第7条の5	処理業の名義貸し	無
	第12条の2	産業廃棄物の保管(保管基準)	無
	第12条の5	産業廃棄物処理の委託(委託基準)	無
	第12条の3	産業廃棄物管理票の必要事項の記載、交付、保存	無
	第12条の4	虚偽管理票の交付等の禁止	無
	第14条の1	産業廃棄物処理の都道府県知事の認可	無
	第14条の2	都道府県知事の事業範囲の変更認可	無
	第14条の3	都道府県知事の違反行為に対する停止違反	無
	第14条の3の3	処理業の名義貸し	無
	第14条の5	都道府県知事の事業範囲の変更認可	無
	第14条の6	都道府県知事の違反行為に対する停止違反	無
	第14条の7	処理業の名義貸し	無
	第15条の1	産業廃棄物処理施設の設置許可	無
	第15条の2の5	処理施設の認可前の施設使用	無
	第15条の2の6	処理施設に関する違反行為	無
	第15条の4	廃棄物の無許可輸出	無
	第16条	廃棄物の不法投棄	無
	第19条の5	産業廃棄物の支障の除去等に対する命令違反	無
	第21条の1	技術管理者の設置	無
	第21条の2	保全上の支障の除去、発生防止に対する命令違反	無
法律 びフ ー管 *理 ーの 改適 正正 フ化 口に ン関 排す 出理 化化 抑法及	第9条の2	回収業者の都道府県知事の登録	無
	第38条		無
	第16条 (管理者の義務)	【簡易点検・記録の保存】 全ての第一種特定製品、エアコン空調機等：3か月に1回以上毎に点検 ・記録の保存；機器を廃棄した後も3年間保存。 ・7.5KW以上の該当機器なし	無
	第73条	・【フロン漏洩の処置】（漏洩発見時、適切な専門業者に機器の修理、フロン類充填の依頼） ・記録の保管（機器の点検、修理、冷媒の充填、回収履歴は保管）	無
法規 制騒 音	第5条	規制基準を遵守	無
	第12条	改善勧告及び改善命令違反	無
	第14条	特定建設作業の実施の届出	無

10-2環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無

法規制動	第5条	規制基準を遵守	無
	第12条	改善勧告及び改善命令違反	無
	第14条	特定建設作業の実施の届出	無
大気汚染防止法	規則第16条の7	解体工事に伴う石綿等の除去作業に係る掲示	無
長崎県環境基本条例	第6条	自然環境を適正に保全し廃棄物を適正に処理	無
長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱	第4条	・第4条（事業者等の責務）	無
	第5条 第6条	・第5条（排出事業者の責務）	
長崎市環境基本条例	第5条	環境の保全上の支障を防止する必要な措置を講ずる	無
長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	第7条	事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理	無
	第8条	廃棄物の発生抑制	無
車運道 法両送路	第47条	日常点検整備により保安基準に適合するように維持	無
	第48条	定期点検整備	無
	第49条	点検整備記録簿の当該自動車に備え置	無
建設業法	第3条	建設業の認可	有
	第11条	建設業の認可の変更届け	無
	第16条	下請契約の締結の制限	無
	第26条	主任技術者及び監理技術者の設置等	無
	第28条	都道府県知事の違反行為に対する停止違反	無
	第31条	報告命令違反	無
	第40条	店舗及び建設工事の現場ごとに標識の掲示	無
に再係建 関資る設 律す源資工 る化材事 法等のに	第10条	対象建設工事の届出等	無
	第15条	分別解体等の適正な実施の命令違反	無
	第18条	発注者に書面で報告、記録作成・保存	無
	第20条	廃棄物の再資源化等の適正な実施命令違反	無
	第31条	技術管理者の設置	無
	第33条	営業所及び解体工事の現場ごとに標識掲示	無
（オフロード 等排出する特殊自動車 に関する法律）	第十七条 （使用の制限）	・オフロード法は、公道を走行しないバックホウ、フォークリフト、ブルドーザー等の特定特殊自動車対象 ・排出ガス基準を満たす基準適合表示を付したものでなければ使用できない。 ・平成18年4月1日以前に製作されたオフロード車は規制適用外	無
衛生法 安全	第14条	作業主任者の選任（はい作業、コンクリート解体作業、石綿取扱作業、他）	無
	第61条	有資格者による就業（クレーンの運転その他）	無
	第88条	機械設置、危険・有害工事等の計画の届出等	無
	石綿予防規則	解体・改修工事に伴う「石綿等」の除去作業	無
消防法	第17条の4	消防の用に供する設備の設置	無

* 2023年12月10日環境関連法規等の遵守状況を確認の結果上記の通りでした。

なお、過去3年間に於いて違反、訴訟はありません。地域住民及び利害関係者からの苦情や指摘等も一切ありませんでした。

2023年12月10日 環境管理責任者 山崎好弘

11.代表者による全体の評価と見直し・指示

二酸化炭素排出量削減の全体数値は、毎年目標値をクリアできていますが、電気使用量の削減が目標値をクリアできていない状況が続いています。

しかし、各項目ごとに目標数値をクリアできなかった原因や要因を社員すべてが考え理解できていることは、これまでも、これからも環境経営を継続していくために大切なことです。

また、弊社は昨年業務内容を一部転換しました。

環

境経営システムに沿って業をしていくことで地域社会の中での立ち位置を明確化でき

日々の業務を行う中でリンクするSDGsが増えていることは大きな成果であり

また喜びでもあります。

高齢化の進む地域で業を生かしながらどのような事で人々の役に立てるのか。

地域の環境保全に貢献できる企業であり続けるために今後も社員と一緒に取り組んで参ります。

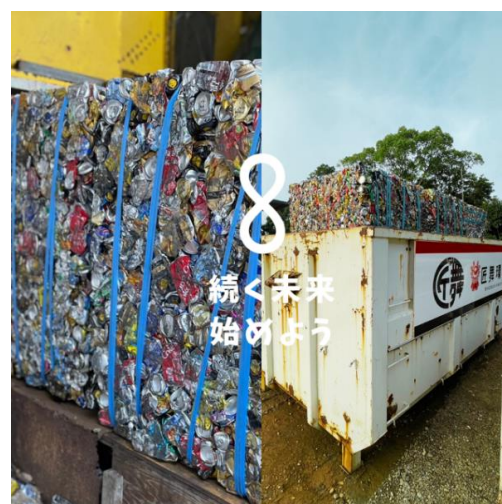
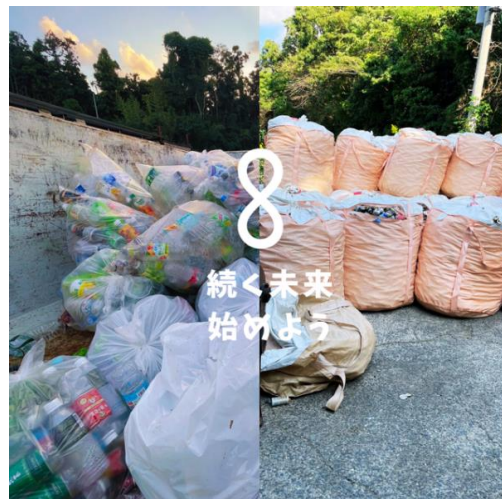
2024年1月10日

有限会社匠舞環境
shobukankyou

代表取締役 熊亜津美

12.当社の環境への取組

★1契約先事業所から毎日排出さてる資源ごみを選別してリサイクルしています。



★2 月に1回周辺道路の清掃を行っています。

